

北海道建設業審議会議事録

日 時 令和3年11月15日(月) 14:05~15:40

場 所 北海道第2水産ビル 4階4S会議室

事務局 (高木建設管理課長)	<p>本日はお忙しい中、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>私は北海道建設業審議会の事務局を担当させていただいております、北海道建設部建設政策局建設管理課長の高木でございます。本日はどうぞよろしくお願いいたします。それでは審議に先立ちまして、建設部長よりご挨拶申し上げます。</p>
北谷部長	<p>北海道建設部長の北谷と申します。</p> <p>まずは、委員の皆様方には、大変ご多用なところ、北海道建設業審議会にご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃から、道の建設行政の推進に当たりまして、格段のご理解、そしてご協力をいただいておりますことにこの場をお借りして感謝を申し上げたいと思います。</p> <p>皆さんご承知のとおりこの審議会は、本道における建設業の健全な発展と振興を図るために知事の附属機関として、昭和51年に条例により設置されたところでございます。これまで委員の皆様方には、道の建設行政の推進に関する重要な事項に関しまして、ご審議をいただいていたところでございます。</p> <p>本道の建設業は、道民の暮らしや産業活動の基盤となる社会資本の整備はもとより、雇用の確保や災害時の対応、そして公共施設の維持管理など、地域にとって欠かせない重要な役割を担っているところでございますが、近年、若年労働者の減少や、就業者の高齢化が進みまして、担い手を確保・育成し、技術・技能を将来に繋げていくことが困難な状況となっているところでございます。このため、道では、これらの解決に向けまして、「北海道建設産業支援プラン2018」や、「公共事業の品質確保に関する道の取組方針」に基づき、建設業の就業環境の改善や生産性の向上等に取り組んできたところでございますが、本日は、これらの取組の状況についてご報告申し上げますほか、本審議会に今後の建設産業支援施策を検討するための部会を設置することにつきまして、ご審議いただきたいと思いますところでございます。</p> <p>皆様からいただきました、貴重なご意見につきましては、今後の建設行政に活かして参りたいと考えておりますのでよろしくご審議のほどお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。</p>
事務局 (高木課長)	<p>まずはじめに、お配りしております資料の確認をお願いいたします。</p> <p>1 ページ目が本日の次第でございます。2 ページ目が本審議会の委員名簿、3 ページ目が本日の出席者名簿、4 ページ及び 5 ページが審議会条例とその施行規則となっております。</p> <p>配布資料は、番号 1 からといたしまして、枝番を付しております。</p> <p>資料 1 道内建設業の現状</p> <p>資料 2-1 「北海道建設産業支援プラン 2018」の概要</p> <p>資料 2-2 「北海道建設産業支援プラン 2018」の推進について</p> <p>資料 2-3 「北海道建設産業支援プラン 2018」令和 2 年度推進事業の取組結果 (主なもの)</p> <p>資料 2-4 「北海道建設産業支援プラン 2018」令和 2 年度推進事業の取組結果</p> <p>資料 2-5 令和 3 年度建設業担い手確保育成に向けた取組</p> <p>資料 2-6 「北海道建設産業支援プラン 2018」推進事業一覧</p> <p>資料 3 令和 5 年度(2023)年度以降の建設産業支援施策の検討について</p> <p>資料 4-1 令和 3 年度建設業審議会報告「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針に基づく取組状況について」</p> <p>資料 4-2 「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」</p> <p>以上でございます。不足等ございませんでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは私から委員の皆様を名簿順にご紹介をいたしたいと思っております。</p> <p>小樽商科大学教授の中浜隆様。 北海商科大学教授で本審議会会長の堤悦子様。 本日はリモートで参加していただいております、札幌商工会議所女性会副会長の犬</p>

嶋ユカリ様。

北海道税理士会の税理士で本審議会副会長の清野直美様。

一般社団法人中小企業診断協会北海道幹事の田口幸男様。

北海道建設業信用保証株式会社常務取締役の田畑顕様。

北海道開発局事業振興部調整官の小林力様。

北海道市長会の網走市長の水谷洋一様。

本日は欠席されております、北海道電力株式会社土木部長松村端哉様。

本日欠席してございます、江別市消費者協会会長の中井悦子様。

一般社団法人北海道建設業協会監事の中山茂様。

一般社団法人北海道舗装事業協会専務理事の熊谷政行様。

北海道鉄筋業協同組合理事の木浪裕子様。

一般社団法人北海道電業協会会長の阿部幹司様。

本日欠席をしてございます、北海道労働局総務部長の宮口真二様。

以上でございます。本日の審議会は、委員 15 名中 12 名の委員にご出席をいただいており、2 分の 1 以上の出席となっておりますので、北海道建設業審議会条例第 6 条第 2 項の規定によりまして、本審議会が成立していることをご報告いたします。

なお、本審議会は、知事が定める附属機関の設置及び運営に関する基準に従いまして公開とさせていただきます。また、議事録につきましても道のホームページ等で公開することになってございますのであらかじめご承知おきいただきたいと思います。

また、本日リモートで犬嶋様が参加されておりますけれども、カメラの調子が悪くなっておりますのでご了解をいただければと思います。よろしく願いいたします。

なお、大変恐縮でございますが、北谷建設部長につきましては、業務の都合によりここで退席をさせていただきます。

それではこれより堤会長の進行により議事を進めていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

堤会長

北海商科大学の堤です。昨年 11 月以来の審議会開催となります。今回は、「北海道建設産業支援プラン 2018」及び「品確法に関する道の取組」などの報告を受け、ご意見をいただいたところであります。

本審議会は、本道の産業活動や暮らしを支える社会資本の整備に重要な役割を果たし、地域の基幹産業である建設業の振興施策について審議する場でありますので、忌憚のないご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

それでは早速、議事を進行していきたいと思っております。議事(1)の建設業の現状につきまして、事務局から説明をお願いします。

事務局

(田中課長補佐)

議題 1 の建設業の現状ということで、資料 1 に基づき説明させていただきます。

初めに、建設投資額でございますが、棒グラフは、北海道における公共、民間を合わせた建設投資額、出来高ベースのうち、民間投資額は棒グラフの薄い水色の部分でございますが、1 兆 1,000 億円程度で推移しております。

また、公共投資額につきましては、棒グラフの濃い水色の部分でございますが、1 兆 4,000 億円から 2 兆 3,000 億円の間で、年度により変動しており、令和 2 年度では 3 兆 4,443 億円となっておりますのでございます。

次に、建設業許可業者数の推移でございますが、折れ線グラフの黒丸で表示しておりますが、近年は横ばいで推移し、令和 2 年度は 1 万 9,467 者となっておりますのでございます。

次に、就業者の推移でございますが、四角の数字で表している折れ線グラフでございますが、近年は 22 万人から 23 万人で推移しており、令和 2 年度は約 22 万人となっておりますのでございます。

続きまして、1 ページの下段でございますが、建設業の売上高営業利益率でございます。これは、売上高に占める営業利益の比率を示すものですが、近年は改善傾向にございまして、令和元年度は 4.3%と全国平均と同じ水準となったところでございます。

続きまして、2 ページ目の上段でございますが、建設業の倒産件数等の推移でございます。近年は減少傾向が続いておりまして、2 年度の倒産件数は 27 件、負債総額 27 億 5,000 万円で、全産業に占める割合は 15.4%、負債額でいうと 11.3%となっておりますのでございます。

続きまして、2 ページ目の下段でございますが、建設業就業者の年齢階層別構成比の

推移でございます。29歳以下の占める割合が10%以下である一方、50歳以上の方の割合が50%以上、また、65歳以上で20%を超えるなど就業者の高齢化が進んでいるところでございます。

続きまして、3ページ目の上段でございますが、建設業関連職種の有効求人倍率の推移でございます。年度平均の推移でございますが、建設業関連の職種の倍率はいずれも高い率で推移しておりまして、全職業計を大きく上回っている状況でございます。

3ページ目下段は、直近でございます本年9月の有効求人倍率でございます。全職業計の有効求人倍率が0.98と、昨年の4月以降、1割を切っておりますが、建設業関連の職種につきましては、前年同月と比べて下がっている職種はあるものの、引き続き高い倍率となっているところでございます。

次に4ページの上段、月間現金給与額の推移でございます。常用労働者のうち、パート労働者を除く一般労働者の月間現金給与額につきましては、全体的に上昇傾向となっておりますが、道内の建設業の金額、水色の三角マークの折れ線グラフでございますが、北海道の全産業の金額を上回り、全国建設業の金額との差も縮まっているところでございます。

次に、4ページ目下段の月間労働時間の推移でございますが、同じく常用労働者のうち、パート労働者除く一般労働者の月間労働時間につきましては、道内の建設業の労働時間は、上の表と同じく、水色の三角マークの折れ線でございますが、平成29年及び令和元年度におきましては、その前年に発生した大規模自然災害に係る災害復旧工事関連の影響によりまして、一時的に増加したものとわれまして、全国の建設業や北海道の全産業と比べると傾向が異なった状況を示しているところでございます。以上で資料1の説明を終わります。

堤会長

ありがとうございました。ただいま事務局から、建設業の現状の説明をいただきました。この説明あるいは、それに関して皆様からご意見、ご質問をいただければと思います。

なお、オンライン参加の方がいらっしゃいますので、ご発言の際にはお名前をおっしゃってからお願いいたします。どなたかご発言はありますか。

中浜委員

中浜でございます。資料1の一つ目の図でございますけれども、有効求人倍率は建設業関係では高いというご説明でございましたけれども、一時より若干ではございますが就業者数が令和2年は減少しております。これの主な理由ってというのは何かございますのでしょうか、ご教示いただければと思います。

事務局
(田中課長補佐)

就業者数につきましては、総務省の労働力調査によるもので、万人単位の集計でございます。有効求人倍率も伸び、就業者もある程度従来と同じぐらい入ってきているのですが、分析ができていないところでございます。

堤会長

ほかにご質問があったと思います。所属とお名前をおっしゃってください。

田畑委員

北海道建設業信用保証会社の田畑です。意見というのではないのですけれども、1ページ目の2番目の資料で弊社の数字を使っていただき、どうもありがとうございます。この直近の数字を今月出しているものですから、補足という形でお話をさせていただきます。2020年4月から2021年3月までの決算書を分析した2,600社の内容ですけれども、健全性や収益性、生産性、活動性の22指標だったと思いますが、その結果として全指標の半分の11指標で直近5年では最高の数字が出ており、かなり皆さん健全に営業されているという結果だと思うのですね。

それともう一つ注目されるところが自己資本比率です。去年の決算でも総資本における自己資本の比率が50%以上超えているということで、ちょうどコロナ禍の真っ最中だと思うのですけれども、それだけの比率が出ていることは、皆さん、堅実で努力されている結果が出たのではないかなと思います。以上、補足までということですが。

堤会長
田口委員

ありがとうございました。他にご質問はありますか。田口様、お願いいたします。中小企業診断協会の田口です。資料1の1ページ目の上のグラフですけれども、令和2年度は大幅に公共投資が増加して、建設投資額をかなり伸ばしたということだと思うのですが、公共投資の大幅増加の主要な原因と、その原因が今年度以降も続くよ

うな見通しがあるのかどうかをご説明いただければと思います。

事務局
(児玉建設業担当課長)

この数字は国土交通省の建設総合統計年度報によるものですが、内訳は公表されておりませんので、こう思われるという分析程度でお話させていただきますと、平成 29 年、令和元年が増えているのは、平成 28 年、30 年に発生した大規模災害にかかる災害復旧関連工事、また最近増えているのは、平成 30 年度の二次補正による 3 カ年の緊急対策や北海道新幹線のトンネル工事の本格化などで公共投資が伸びている要因かなと思っていますところでございます。

堤会長

よろしいでしょうか。他の方でご質問があったと思いますが、お願いいたします。

水谷委員

網走市長の水谷でございます。資料には書かれていないのですが、いわゆる外国人の方々のインパクトというものをどのように捉えられているのか。これは次の議題に関係すると思うのですが、今後の方向について、どのように考えておられるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

事務局
(斎藤建設業担当局長)

建設業担当局長の斎藤です。ただいまの網走市長から質問のありました外国人のインパクトといいますか、建設業に与える影響という部分なのですが、皆様ご承知のとおり技能実習生という形で農業などを中心に多く入ってきているところがございます。建設業は農業と比べると少ない状況ではありますが、一部の企業におかれましては実習生が建設現場で力になっていただいているということは承知しているところでございます。昨年は、春先から秋口前ごろに入国が制限されたこともあり、新たに入国された方は建設業に関しては少なかったようですが、逆に母国で入国制限がなされ、帰れなかった方もいらっしゃる、聞くところによるとそういった方は特別な在留許可をいただき、そのまま就労されたということもあって、昨年は建設業においては外国人技能実習生による影響は少なかったと聞いているところでございます。

また、昨年、一昨年になりますか、新たな在留資格として就労可能な特定技能 1 号、2 号という制度もできましたが、すぐにコロナが全国的、世界的に広がったこともあって、就業者としての特定技能は全国的にみても建設業はまだ 2 千人ぐらいで北海道にもほとんど入ってきてない状況ではありますが、今後、道内建設業の現状を鑑みれば、一定の技能・技術を持った外国人の方にも担い手の一人になっていただくことが、これは審議会でも議論していただいた上でとなりますが、必要になってくるのではなからうかと個人的には思っているところでございます。

水谷委員

この数字を見てわかるように公共投資が増えており、いわゆる緊急防災の関係で地方自治体においても公共事業が多くなっているというのは実態として思っております。その中で、少子高齢化に向かって、この業種における新規参入の数字を見てもわかるように有効求人倍率も 4、5 倍という形で、人が来ないという実態があります。発注しても建設業者が受けられないということは、金額が安いのではなく、建設業者がそもそも体制をとれないということが実態として現れてきているのではないかとこのように感じています。

一方で、私達の地域にも無くなってしまったのですが、職業訓練校、いわゆる高等技専が地域にどんどん集約化され、建築科などは本当に人が入ってこなくなり、コンピューター関係のパソコン教室が増えているような実態が社会のニーズかもしれない。基本的に高等技術専門学校の元々の成り立ちは、こうした建設技能士の養成ということで役割は非常に大きかったのではないかと思います。

また、外国人を取り巻く環境からいうと、ちょっと筋が違いますが、日本語学校を道東地区にも設立しようという動きがあって、なぜ日本語学科と日本語を学ぶために田舎に学校を作って外国人技能者を呼ぶかという、日本語を学んでいただきたいから来ていただくというのはあるのでしょうか、こうした外国人の方々に来ていただき、技能を身に付けていただくということ。そのインフラを北海道で持っていることを踏まえると、こうした現状に対して持っている資源を活用しながら、人材の確保ということを政策的に考えていかなければならないと考えます。今後の緊急防災、様々な災害等に向けた人の確保を考えると、人口が減っているなか、人は必要なインフラであり、確保に向けた取組として全国的には外国人の方の取組というのは行われているので、道として方針を出し、今ある資源を活用しながら取り組むべきではないかと

感じておりましたので、この資料を一つの契機として、意見を述べさせていただきたいと思いました。

堤会長

ありがとうございました。局長何かありましたら一言お願いします。

事務局

(斎藤建設業担当
局長)

貴重なご意見ありがとうございます。皆様ご承知かもしれませんが、現行の建設産業支援プラン 2018 は、平成 30 年に策定したもので、当時はまだ先ほど申し上げました特定技能という在留資格もなく、技能実習生は就労目的ではなく国際貢献という位置付けであり、これを担い手として位置づけるようなことはできなかったところでございます。委員からお話があったとおり、現状から考えれば、そういった力も日本のために借りなくてはならないかなというふうに個人的な思いもございますので、今後の支援策を検討していただく上での課題にしていいただければと思いますし、していかなくてはならないと思っています。

堤会長

水谷様、よろしいでしょうか。はい、ありがとうございました。ご意見、ご質問がないようでしたら続きまして、議題(2)の「北海道建設産業支援プラン 2018」の取組につきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局

(田中課長補佐)

「北海道建設産業支援プラン 2018」につきまして、資料 2-1 から 6 までの 6 種類により説明させていただきます。

資料 2-1 につきましては、平成 30 年 3 月に策定いたしました、建設産業支援プラン 2018 の概要を 1 枚にまとめたものでございます。また、資料 2-2 につきましては、プランの推進方法を取りまとめた資料となっております。説明につきましては、時間の都合上省略させていただきますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

次に、令和 2 年度の主な取組結果を資料 2-3 で説明させていただきます。最初に推進事業の 1 番の「北海道建設業サポートセンターの運営」でございますが、建設産業振興のため、総合的な窓口でありますサポートセンターを設置しております。中小企業診断士などの専門家により、事業者の方からの各種相談に対応しているところでございます。地域で開催する地方相談会は多くの企業が参加できるよう、元年度まではセミナー方式で開催しておりましたが、昨年度は感染症の拡大を考慮し、感染予防を図った上で個別相談として 7 地域で実施したところでございまして、専門家による特別相談業務はサポートセンターでの実施とあわせて、34 件実施したところでございます。今年度からは相談者の利便性を図るため、相談者が希望する場合は、従来の対面や電話によるほか、Web による相談も可能としまして、相談場所も当課事務室内の相談室のほか、受託者が指定した場所での相談も可能としたところでございます。

また、セミナーにつきましても、これまで参加しづらかった地方の企業も参加しやすいように Web 方式により、来年 1 月に開催する予定でございます。

次に、推進事業の 26 番でございますが、道では ICT の活用による生産性の向上を図るため、「ICT 活用モデル工事」を推進しているところでございまして、令和 2 年度は 70 件の実施となっているところでございます。

次に、推進事業の 49 番でございますが、休日の確保を図るため、災害復旧工事など工期の制限のある工事を除きまして、「週休 2 日モデル工事」を実施しているところでございます。令和 2 年度は、建設部のほか、農政部、水産林務部の発注三部でモデル工事は 2,955 件、うち 2,609 件、約 88%で、4 週 8 休が実施されたところでございます。

次に、推進事業の 51 でございますが、技能労働者の適切な賃金水準の確保のため、道では毎年国などとともにより 51 の職種について賃金実態を調査いたしまして、「公共工事設計労務単価の改定」をしているところでございます。

次に、推進事業番号の 53 番でございますが、公共工事設計労務単価の改正が正しく反映され、適切な水準の賃金が支払われるように、関係する 22 団体に対しまして要請を行ってきているところでございます。「ICT 活用モデル事業」、「週休 2 日モデル事業」、また「設計労務単価の改定状況」につきましては、後ほど、資料 4 の方で説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

次に、推進事業の 64 番でございますが、「建設業担い手対策支援事業」でございます。これは建設業協会等が行います、入職・定着促進や生産性の向上などの取組を補助の対象として事業を実施しております。令和 2 年度は、学生を対象とした工事現場

見学会などを通じた建設産業のPRや、若手技術者のスキルアップセミナーなどの取組に対しまして、9団体9事業に助成したところでございます。

次に、65番の「建設業担い手対策推進事業」でございますが、昨年は建設産業の役割や魅力を発信するため、建設業団体と連携いたしまして、各専門工事業の仕事内容や災害復旧作業の様子などを紹介いたします、建設産業パネル展を道庁本庁舎1階の道広広報コーナーで本年2月に一度開催したところでございます。

また、若年者の建設産業への入職を促進するため、高校と連携いたしまして、建設産業の職場実態を理解してもらうため、若手建設産業就業者と高校生との意見交換会を4校で開催したほか、建設業のアイコントラクションに関する座学とドローンの操縦を体験いたします「ICT体験講習会」を2校で開催したところでございます。

次に、事業者の取組の支援でございます。支援として、企業の経営者、労務人事担当者を対象にいたしまして、今後の担い手の多様化を図る上で欠かせない女性労働就業者の確保・育成に向けまして、現場で活躍する女性就業者に参加していただき、女性が活躍できる職場環境に関する座談会を本年2月に開催し、その模様を3月にYouTubeにより、配信したところでございます。

次に、若年者へのソーシャルメディアを活用した効果的な企業情報の発信方法や、若手職員の定着率向上に資する育成方法の習得を図るための研修会を、本年2月にネット配信で開催したところでございます。昨年度は、建設産業を身近に感じてもらい、将来の担い手確保につなげることを目的といたしました普及啓発イベントとして、小学生等を対象に建設技術の疑似体験などを実施いたします「建設産業ふれあい展」、親子を対象に工事現場の見学やものづくり体験などを行う「建設産業体験会」、大規模な建設工場を紹介しながら、建設産業の役割と魅力を伝える「建設産業魅力発信セミナー」につきましては、感染拡大防止の観点から、残念ながら中止といたしました。

次に、推進事業の131番でございますが、道発注建設工事での元請・下請の契約関係の適正化を図るため、「建設工事下請状況等調査」を実施し、実態の把握とともに、改善を要する事項を確認した場合は、改善に向けて指導・要請を行っております。以上で、令和2年度推進事業の主な取組結果の説明を終わります。

なお、庁内各部の取組結果につきましては、資料2-4に取りまとめておりますので、後ほどご確認をお願いしたいと思います。

続きまして、プラン2018におけます、令和3年度の推進事業について、資料2-5で説明させていただきます。

3年度の「建設産業の担い手確保・育成」に向けた取組については、まず上段の「建設業担い手対策支援事業補助金」でございますが、今年度は、高校生の資格取得を支援する講座の実施や、現場技術者の育成を目的とする研修会などを行います建設業団体等に対しまして、9団体9事業への助成を決定しているところでございます。

次に、普及啓発、情報発信及び入職促進の取組でございますが、現在は感染症の影響を考慮しながらの実施ということで、当初予定より遅れているところもございしますが、順次、取組を進めているところでございます。

まず、「建設産業ふれあい展」でございますが、建設産業の役割や魅力の発信を目的として実施する事業ですが、今年度は来年の1月9日の日曜日、10日の祝日月曜日の2日間、札幌駅前通地下歩行空間「チカホ」を会場に建設産業の役割や魅力などをPRするためのパネルや展示物を中心といたしまして、札幌市と共催いたしまして、各建設業団体と連携しながら開催ということで現在準備を進めているところでございます。

次に、情報発信といたしまして、学生を含む多くの人材に向け、建設産業への入職のきっかけづくりを目的に、これまでの情報発信に加えまして、当課ホームページに建設産業の就業に関するポータルサイトを開設いたしまして、各職種の解説、就業環境の改善状況、地域建設業協会等が実施します担い手対策事業、各団体等が作成いたしました建設業のPR動画などの情報を束ねまして、発信してまいりたいと思っております。こちらも現在準備を進めているところでございます。

次に、若年者の入職促進を図るため、高校生を対象としました建設産業の魅力を発信する「ICT体験講習会」を11月に室蘭工業高校、釧路工業高校の2校で開催し、今後1月に留萌高校での開催を予定しているところでございます。

また、若手就業者の体験談などを通じまして建設業のやりがいや職場実態を伝える意見交換会を9月に岩見沢農業高校、10月に旭川工業高校で開催し、今月下旬に北見工業高校の方で開催を予定しているところでございます。

次に、「建設業入職支援事業」でございますが、建設業の人材を確保するためには、新規卒者も含めまして、求職者や転職者等の人材に働きかける取組も有効ということで考えておりました。地域の建設業団体やハローワークなどと連携いたしまして、建設業への就職の不安や疑問などを解消し、入職支援を行う相談対応を年明けに道内2ヶ所で開催を予定しているところでございます。以上が今年度の担い手の確保、育成に向けた取り組みでございます。

来年度の取組につきましては、現在検討中でございますが、課題となっております、担い手確保育成の対応を中心に、引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

なお、資料2-6は、庁内各部の令和3年度の取組を取りまとめておりますので、後ほどご確認いただければと思います。以上で資料2-1から2-6までの説明を終わらせていただきます。

堤会長 取組状況と今後の取組についての説明がありました。ご意見、ご質問がございましたらいただきます。

田口委員 中小企業診断協会の田口です。説明を省略された資料2-4でご質問、ご意見をしたいと思います。資料の10ページのちょうど真ん中に22番、「高断熱・高気密の特性を生かした住宅関連事業の拡大」というテーマがありまして、事業概要は「北国の住まいづくりパネル展」を1回ということで報告がされております。今のような状況を見ますと、まずコロナを抑え込むことが最優先なのですが、もっと長いテーマではCO2の削減は、これから10年、20年の大きな社会的課題になるということがいろいろな所で言われています。北海道は住宅に灯油を使うことがどうしても多いので、住宅におけるCO2の削減は、大きな課題というふうにされていくと思っておりますが、そのような中で道として今回はパネル展1回ということで終わっています。来年度、或いはもっと中長期に、建築の場合、断熱改修というのは、今後成長が期待できるという一方、かなりコストが多い点があるので、それに対する何らかの補助制度とか、できる範囲で意識づけされるようなことを検討してもいいのかなと思っております。

もう1点、断熱レベルのことですが、札幌市の市民会議に参加する機会があり、スタンダードなものから、かなり高価なものまで何段階もあり、素人にはわからない状況でしたが、かなり断熱効果が違うという説明をされてました。断熱レベルによって工事単価も1㎡あたり違ってくるとなると断熱リフォームを行っても、灯油の削減される量がどれくらい違うのか一般消費者にはわかりにくいと感じているので、道も全道的に率先して、例えばA、B、Cとかの断熱レベルがあって、大体の道内の適正な工事単価がこのくらいであるとかの基準があれば、持ち家の方が築10年、20年で一度大規模な断熱修繕をしようと思う人が取り組みやすくなるのであろうということや、今後の燃料削減の効果等、工事費をみて断熱修繕をしようという機運も強まることも期待できるわけです。

大きく言えば2点、断熱改修の工事費の市場の標準的なものがみえるような価値の先鞭をつけられないかと、何らかの補助金で断熱改修を行う企業を増やすようなことができないかを意見として申し上げたいと思います。

堤会長 1件ずつご回答いただいてやっていきましょうか。三つご質問あるのですよね。

田口委員 簡単に質問します。まず、22ページの107番の「長寿命化計画における中長期的な需要の見通しの明示」についてですが、これを見ると建設部所管施設全体のコスト見通しを公表したということをやっているのですね。地方の建設業者にとっては、公共事業で「どこの道路をどの規模でとか、どこの橋を何年に修繕する」などがわかると人の採用に大きく関係してくると思います。質問は、具体的なインフラの長寿命化計画の対象になっている道路や橋、トンネルがきちんと明示され、それが地方の協会にきちんと公表されているかどうかを質問させていただきたいと思います。

堤会長 ありがとうございます。事務局からお願いします。

事務局 (斎藤建設業担当局長) 建設業担当局長の斎藤です。最初のパネル展については、おっしゃるとおりCO2削減と言いますが、2050年に向けカーボンニュートラルというのが、世界的にも目標とされているところでございますし、道としても「ゼロカーボン北海道」というもの

を昨年打ち出し、政府の骨太の方針に盛り込まれているところで、今後加速的にいろいろな取組などを進めていくことになろうかと思えます。

建築部門でいえば、いわゆるゼロエミッション化というのですか、ご存じの方は多いかと思いますが、建物自体がエネルギー消費の削減といえますか、発生しないようにするというような取組も支援していく方向になってございますので、そういった改修事業や、それに伴った標準的な単価や基準、国に対する補助制度の要望だとかのご発言がございましたので、担当課の方に伝えていきたいと思えます。

それと二つ目の長寿命化のことですが、22ページの公共事業の発注見通しについては国や地方、道も公表させていただいていますし、各発注機関で協議会を持っており、市町村の発注予定も、昨年、一昨年よりも、少し長い目線で発注見通しを公表してはというところに進んできてはいます。ただ、一つ一つの道路、河川をいつまでということについては、公共事業は予算の制約がございまして、翌年以降の予算はその都度、各年度で決定されることになっており、はっきりといつまでというのは、言いづらいところです。計画としては、先ほど申し上げた中長期的な発注見通しという形で、発注機関で統合し、国や市町村、すべての市町村ではないのですが公表させてもらっているところが現状でございます。

堤会長

よろしいでしょうか。それでは、各委員からいただきましたご意見等を参考にさらに取組を進めていただきたいと思います。他の方でご意見などはありませんか。

水谷委員

先ほども申し上げたのですが、資料2の「建設産業の担い手の確保・育成」で令和3年度の取組があるのですが、ここには外国人の取組もありませんし、来年どういうことに取り組みのかはわからないのです。「積極的に外国人を持ってこい」という話ではもちろんないのですけれども、やはり、担い手の確保・育成という観点から外国人というのはやはり1項目立てるべきではないかと。令和3年度はこれで結構なのですが、今後については、建設業における外国人の取組として一つ章か項を起こし、その取組について、道として検討すべき内容ではないかというふうに思いますし、ぜひ、取組をお願いしたいと思います。その是非については、現場や業界でいろいろと議論すればいい話だと思いますが、議論の項目立てとして必要ではないかと思っています。

また、田口委員からもご指摘がありましたCO2削減ですが、私たち自治体にとっても非常に重たいです。菅総理が2050年にカーボンゼロと宣言したわけで30年後となりますが、私たちが施設を3,4年後に作った場合、国と話をしていると、この施設や機械などは2050年にCO2がゼロになるものを作るということにならざるを得ないのです。非常にもう真っ暗のような状況になり、コストだけがかかり、大変な状況になると思っています。そこを明るく未来を描きながらというのはあるのですが、現場を抱える身としては、あまりよく見えない話です。国は骨太の方針で、「グリーンについては予算つけますからなんかとか頑張れ」という話なのですが、その頑張り方がイノベーションだとか、そういったものがみえない限り、自治体としては苦しいなというのが実態でありますので、よくそこら辺も、道がこうした実態を把握していると思いますが、よく議論させていただきながらゼロエミッションの方向感というものは持っていただければありがたいと思っています。

堤会長

ありがとうございました。今のご意見について何かご回答があればと思います。

事務局

(斎藤建設業担当
局長)

回答といたしますが、外国人に関しましては、先ほどご説明申し上げたとおりでございます。来年度はまだ現行プランの中ということで、項目立てなどはしてございませんけれども、今後に向けては考えていきたいと思っています。CO2削減は、委員のおっしゃるとおり課題などがいろいろあるのは承知していますので、そこも含めまして、担当部局には伝えてまいりたいと思えます。

堤会長

熊谷委員

他にご意見等ありませんか。所属とお名前をお願いします。

舗装事業協会の熊谷でございます。資料の2-3の26のICT施工の関係ですが、今後の生産性向上というところでは非常に重要な施策と考えております。ただ、機械の普及も十分でなかったり、使える技術者も少なかったりというところで、本来の生産性向上という目的を達するところには、まだまだ年数がかかると考えておりますので、それまでの間、なかなか収益も上がらない部分もあると思えますので積算面での

ご配慮や人材育成面でのご支援というところもぜひお願いできればなと考えているところでございます。

あと、もう1点なのですが、どこというところではないですが、今後、若手の人材を確保していく上で、この建設業が「将来性のある業界」であるというところを示していかなければならないと考えており、先ほどの田口委員のご発言にもありましたけれども、将来的な事業を見通せるというところも示していただけると、業界の人材の確保計画だったり、投資計画だったり、そういったところもできるかと思いますので、今後、5年10年とか、比較的長いスパンでの事業見通し的なものもお示しいただけるといいのかなと考えているところです。どうぞよろしくお願いいたします。

堤会長 今のご意見について、何かありますか。

事務局
(若山技術管理担当課長) 技術管理担当課長の若山でございます。ICT施工の関係で、ご説明をさせていただきます。

まず、生産性向上は、今日、建設業界に大変重要なことだというふうに認識しているところでございます。道ではICT施工を推進しているところでございます。年々、実施件数も増えてはいるところですが、令和2年度は、舗装工事も含め70件ほどを実施しているところ。元年度が38件でしたので、件数は倍に増えているところではございますが、モデル工事に対する実施割合としましては2割弱ということで、まだまだICTを活用しきれていない部分をご指摘のとおりであろうかと思えます。国交省では中小規模の施工に対しても、今後進むようにということで技術基準の策定のための実証実験をしているところでございますし、また、先ほどお話のありました費用に関しましても見積等を適切にとって設計変更で対応させていただいているところでございます。そういうことも含めましてICT施工が進み、工事現場の生産性の向上が図られるように今後とも道としても努力をしてみたいと思っております。

また、経産省と厚生労働省に機械購入や人材育成の補助メニューがございますので、来年度以降も継続されるように、国に対しても要望しているところでございます。引き続きよろしくお願いいたします。

堤会長 いかがでしょうか。よろしいですか。他にご意見等ありましたらお願いします。所属とお名前をお願いします。

田畑委員 北海道建設業信用保証の田畑でございます。ちょっとご質問なのですが、担い手確保・育成の関係で、資料2-5になりますが、若手の現場見学会ですとか、入職促進の支援事業をやってらっしゃるところですが、実際にこれを受けた高校生、それから先生、親御さんの皆さんがどんな反応だったのか、わかればちょっと教えていただきたいのと、実際にその結果が入職促進に繋がっているかどうかについてお話をいただければと思います。

堤会長 お答えをお願いいたします。

事務局
(田中課長補佐) 若手就業者との意見交換などでは、「仕事の状況がわかった」、「どれぐらい職場で勤めた後にどれぐらい休める」、「どれぐらい給料をもらっている」という実態がよくわかったとの声があり、ICT体験講習会等では、「イメージとしてかなり体を使った現場というイメージが、ある程度ICTの活用によって昔ながらのイメージではない現場であることがわかった」というような声を聞いているところでございます。現在対象としているのが3年生ではなく、1年生、2年生の時にやっているという部分がございます。それが今後の就職にどう繋がったというところまでは、なかなか追跡調査できていないのです。

一方、ハローワークを通じた高校生の道内建設業に就職していただいている数字をみますと、近年は750人前後を維持しており、道の事業ばかりではなく、地域の建設業協会などいろいろな現場見学会などやられておりますので、そういうところで、一定程度の数字が出ているのかなと考えております。

また、私どもの統計ではございませんけれども、北海道建設業協会が会員企業に行っている調査でも、数年前に比べると新規学卒者の就職に係る数字が上がってきているということもお聞きしておりますので、道だけの取組ではございませんけれども、

一定程度、若年者、新規学卒者に対する取組については効果が現れているのかなというふうに感じているところでございます。

堤会長 フォローアップは必要ということですよ。

田畑委員 弊社は、この担い手事業の助成制度を持っており、いろいろな建設業協会や二世会の方で積極的に取り組んでいただいております。新規入職がまず少ないということや入って3年ぐらいでかなりやめるということは、こういう業界だけではないことも聞くのですが、効果的に取り組むにはどうしたらいいのだろうかという話が一番なのかなと思うのです。実際には、例えば、現場見学会が終わった後にすぐアンケート調査とかをタイムリーにやっていただくと、すぐに反応が出るのではないかなと思うのです。もうやられているのかもしれませんが、そういった反応を積み重ねていけば、いずれ花が咲く時期が来るのかなということでございます。

堤会長 ありがとうございます。アンケートを実施されていらっしゃるのですか。

事務局 (田中課長補佐) 私どもの事業では、必ず生徒と担任の教師にアンケートを実施させていただき、当該事業の適否もありますけども、どういうところに興味があったか、どういうことが今までの考えで良くわかったか、そういうものは掴んでおります。申しわけありませんが、手元に資料がないのでちょっとご紹介できないのですが、そうすることはやらせていただいております。

堤会長 その後のフォローもされていたということですか。

事務局 (田中課長補佐) どれぐらいの高校生が建設業に就職していただいたかということは、教育局にもご協力いただき、追跡調査はさせていただいております。ただ、その授業に参加した方がどこまでいったかというのはできないのですけれども、学校単位なり、道内全体の中で、どれぐらい新規高卒者の方が建設業に就職させていただいているかの数字は追っております。

堤会長 はい、ありがとうございました。他にご意見、ご質問ありますか。
続きまして議題3の建設産業支援施策検討部会の設置につきまして、事務局からご説明お願いいたします。

事務局 (田中課長補佐) 議題3の「建設産業支援施策検討部会(仮称)の設置」について、資料3により説明させていただきます。現行の支援プランの推進期間は、令和4年度、来年度までとなっておりますが、建設産業の経営は従前と比べ、回復傾向にございますものの就業者の高齢化や、若年者の入職が進まないなどの厳しい状況にあるほか、自然災害発生時の対応など、建設産業の果たす役割の重要性が増しているところでございます。

このため、令和5年度以降におきましても、経営力の向上をはじめ、生産性の向上、就業環境の改善、担い手対策など、建設産業の持続的発展のため、支援施策が必要な状況と考えておきまして、その検討を進めていくため、現行の支援施策の検討の際と同様に本審議会に専門部会を設置させていただきたいと考えております。

現行の支援プラン2018は、建設産業の進むべき方向性と道の支援策を総合的に取りまとめたものでございます。まずは、私どもで今年度中を目途に建設産業に係る各種データの把握や、建設業協会をはじめとする業界団体からの意見の聞き取り、建設企業へのアンケートを行うとともに、庁内の関係部をはじめ、国の施策などとの整合性にも留意しながら、現行プランにかかる取組の検証や施策二ーズの把握を行いたいと思っております。その上で、来年4月以降、本審議会に設置していただく専門部会を通じまして、委員の皆様からのご意見をいただきながら検討を進め、来年度末までに建設産業の振興に向けた支援策を取りまとめまいりたいと考えております。

なお、委員の選任につきましては、部会設置のご了承いただいた後、改めて会長とご相談させていただきたいと存じております。

また、部会の名称につきましても、会長とご相談させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上で資料3の説明を終わります。ありがとうございました。

堤会長	このことについてご質問、ご意見等ありますか。私自身で質問があります。今のプランを作った際にも専門部会があったと思いますが、今回はどう進めていくのですか。
事務局 (田中課長補佐)	まず、私どもが現プランの検証等の資料を集め、来年度の早い段階で、審議会の専門部会をスタートさせていただき、現行のプランの検証結果や施策を事務局の方からお示して、どのような支援施策が必要なのか、支援策の取りまとめにあたっては現行のプランのようなものが必要なのか、またその期間などもご議論をいただきたいと思っています。そのための専門部会を設置することについて、ご了承をいただきたいというふうに思っているところでございます。
堤会長	ご意見、ご質問はありませんか。よろしいでしょうか。 それでは、部会の設置については了承ということでしょうか。各委員からご意見はなかったのですが、この委員会では了承された、設置は了承されたということで異議ありませんか。 (はいと言う声あり)
堤課長	本件は了承されました。本審議会から部会に入ってくださいと委員や専門委員については、私と事務局で選任し、決まり次第、皆様にお知らせしますということでしょうか。ありがとうございます。 そうしましたら、続きまして、議題4の「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」に基づく取組につきまして、事務局から説明をお願いいたします。
事務局 (川村課長補佐)	建設管理課の川村と申します。よろしく申し上げます。お手元の資料4-1によりまして、「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」に基づく、今年度の取組状況等につきまして、ご報告させていただきます。 表紙をめくっていただきまして、1ページでは現行の道の取組方針を平成27年に改定した際の経緯を示しております。 ページをめくっていただき、2ページでは、道の取組方針の概要を示してありまして、取組方針の位置付け及び目的、公共工事を取り巻く状況、公共工事の品質確保の意義の3点について説明しております。 また、ページをめくっていただきまして、3ページ中段では、取組方針の中に位置付けている、具体的な取組につきまして、5項目の「道が発注者として取り組むべき事項」、2項目の「その他の取組」を示しております。その下、資料の一番下の「取組の進め方」のところでは、北海道建設業審議会への報告について記載しております。毎年、取組状況について、この審議会にご報告させていただき、ご意見を踏まえ、必要に応じて内容を見直すなど、計画的に取組を進めるよう、取組方針の中にも位置付けております。 ページをめくっていただきまして4ページでは、令和元年6月に再び改正されました、品確法の改正を示しております。中段の囲みの中に、主な項目4点記載しております。項目のみであります、1点目が「災害時の緊急対応の充実した事実強化」、2点目が「働き方改革への対応」、3点目を「生産性向上への取組」、4点目は「調査・設計の品質確保」となっております。 ページをめくっていただきまして、5ページでは、令和元年度の品確法の改正を受けまして令和2年1月に改定された国の運用指針の概要を示しております。改正により新たに追加された項目につきましては、資料では赤字で【新】と記載しております。 ページをめくっていただきまして、6ページでは、参考までに改正後の品確法と、現行の「道の取組方針」の内容の対比を記載させていただいております。ただいま説明させていただきました品確法や運用指針の改訂においても、新たに追加された項目は、現行の「道の取組方針」にも、概ねすでに記載されてありまして、かつ方針を変更する項目もありませんことから、道の取組方針については、改定を行わず、現行のままとしております。 さらにページをめくっていただきまして、7ページからは、取組方針に基づいた具体的な取組の状況についてご報告させていただきます。表の左側が、取組方針に記載する取組の方向性の概要。表の真ん中、これまでの取組状況。右側が令和3年度以降の

新規または拡充する取組となっております。従来から継続している取組もありますが、本日は「令和 3 年度以降の新規また拡充する取組」と昨年度に「新規又は拡充した取組」を中心にご説明してまいります。

まず、一つ目の柱である、「工事に関する発注関係事務の適切な実施に関する取組」についてです。適正な利潤が確保可能な予定価格の設定に関する取組ですが、工事費の算定に使用する積算基準について、国の改定に準じて、コンクリートダム工事における共通仮設費・現場管理費の見直しや、間接工事費の工事区分に下水道の更正工法工事を新設しております。

毎年行っている設計労務単価の改定については、次のページをご覧ください。

8 ページでは、設計労務単価の推移についてご説明します。グラフにありますように、全職種の前平均で見ますと、平成 24 年度までは低水準で推移しておりましたが、平成 25 年度以降は、9 年連続で上昇しており、北海道における今年度の労務単価は、平成 24 年度との比較でいくと 67.5%の増加となっております。

なお、今年度の公共工事設計労務単価につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響下であることを踏まえまして、特別措置として、前年度単価を下回る場合は、前年度単価に据え置いております。

ページをめくっていただきまして、9 ページでは適期施工のための早期発注につきまして、今年度は前年度と同額のゼロ道債及び補助ゼロ道を設定しております。同じく適期施工の取組であるフレックス工期については、今年度 9 月末の時点で、全体の 97%の 1,032 件で取り組んでおり、昨年と同時期より 195 件の増加となっております。

また、施工条件の変化に応じた適切な設計変更の取組として、昨年度から「工事円滑化会議」の試行を始めたところです。

ページをめくっていただきまして 10 ページには、「工事円滑化会議」の概要を載せております。この会議は工事着手前に監督員や代理人に加えまして、受注者の会社役員や発注者の出張所長等を含み、受発注者が一堂に会して現場条件や、そこから想定される設計変更の要因をあらかじめ確認し、共通の認識としておくことによって、その後の施工とか設計の協議を円滑に進めることを可能とする取組となっております。

ページをめくっていただきまして、11 ページでは、二つ目の柱、「工事に関する資格審査などにおける技術力などの適切な反映」について記載しております。「競争入札参加資格者名簿の作成に際しての資格審査」では 2 年に一度、資格審査を実施しており、令和 3 年度、4 年度の資格審査では、「施工成績点」の項目で履行実績を考慮するとともに配点を拡大しており、また、昨年度に新設した「建設管理部工事優良企業表彰」を評価に加えております。「働き方改革」に関する項目では、新たに制定された「北海道働き方改革推進企業認定制度」における「認定グレード」による評価を導入しております。「安全・安心への貢献」に関する項目では、自然災害など緊急事態に備え、企業事業の早期復旧可能とするため、あらかじめ行動計画の目的、対策、対応手順を定め文書化した、事業継続計画「BCPの作成」を評価対象に加えるなどの改定をしております。

ページをめくっていただきまして、12 ページでは、三つ目の柱の「工事に関する多様な入札契約方式の導入活用」について記載しております。総合評価落札方式のガイドラインにつきましては、評価項目に「建設管理部工事優良企業表彰」を選出し、また、地域建設業経営環境評価では評定ランク及び評定点の改定を行っております。下の左側のグラフには総合評価の実施件数を示しております。令和 2 年度は建設管理部において 740 件実施し、発注全体に対する割合は約 35%となっております。

ページをめくっていただきまして、13 ページでは、北海道の総合評価の分類等を記載しております。総合評価落札方式では、入札価格に加え、技術力や品質の向上に係る工夫などの優劣を総合的に評価して落札者を決定しておりますが、資料の作成・提出にかかる手間や、入札に係る日数の軽減のため、技術的な工夫の余地の大小や、工事の規模に応じて、適切な選択をしております。

続きましてページを 2 枚めくっていただきまして、15 ページをご覧ください。15 ページでは、四つ目の柱、「工事の監督、検査等の充実・強化」の項目では、工事施行成績評定を適切に行っていくため、監督員が採点の際に使用する「評価の視点」から曖昧な表現を削除するなどの見直しを行ってきております。

ページをめくっていただきまして、16 ページ、五つ目の柱の「調査・設計における品質確保の推進」の項目では、昨年度、工事発注前 3 者検討会の要領を定めまして、取組を全道に展開したところです。

ページめくっていただきまして 17 ページでは、「工事発注前 3 者検討会」について詳しく記載しております。これは、重要構造物ですとか、複雑な仮設工を含む、詳細設計・調査の業務におきまして、設計を行うコンサルや発注者の担当者に加えて、地域の建設業協会から推薦していただいた実際の施工に関して豊富な知識と経験を持つ土木委員の方にも参加いただきまして、現地確認や意見交換を行った上で、設計や調査を進めることにより、現場と設計の乖離を防ぎ、円滑な現場施工を可能とする取組となっております。

ページをめくっていただきまして、18 ページが六つ目の柱の「担い手の育成確保」の取り組みです。この中で、建設現場における生産性向上の取組として、「ICT 活用モデル工事」の対象の拡大を行っております。令和 3 年度は対象工種の拡大としまして、ICT 舗装工に修繕工として、切削オーバーレイを追加するとともに、対象工事の拡大としましては、漁港工事及び漁港海岸工事を追加しております。

続きまして 19 ページ及び 20 ページに ICT モデル工事の受注者へのアンケート結果を取りまとめております。ICT 活用のメリットとして、「作業効率の向上」、「施工品質の確保」、「コスト縮減」といったご意見があり、ほぼすべての回答において、今後の ICT の活用を「考えている」、または「検討する」となっており、ICT 導入意欲が高まっております。

続きまして 21 ページをご覧ください。21 ページでは、労働環境の改善の推進について記載しております。この中の「週休 2 日モデル工事」における必要経費の補正につきまして、これまでは、労務費、機械経費、共通仮設費、現場管理費、補正の対象としておりましたが、これに加えて、市場単価についても補正の対象として追加したところですが、今年度 9 月末時点のモデル工事の発注状況は、全体の 94% の 1,451 件で取り組んでおり、昨年度の同時期より 109 件の増加となっております。

ページをめくっていただきまして、22 ページ、23 ページに「週休 2 日モデル工事」の受注者へのアンケート結果を取りまとめております。メリットとして「家族と接する時間が増えた」や「業務効率化に繋がった」との意見があったところです。

続きまして、24 ページをご覧ください。最後、七つ目の柱の「市町村への支援」について記載しております。品確法の理念に基づく各発注者の取組などについて、道内の公共工事の各発注者が情報交換や連携を行うこととして、北海道ブロック発注者協議会を組織しております。市町村の皆さんに対しては、各振興局単位で管内市町村と各振興局、開発建設部による地方部会を組織しております。各市町村における品確法に基づく取組促進の上で参考としてもらうため、道の取組内容等について説明・紹介を行っているところです。

以上、駆け足になり大変恐縮ではございますけれども、資料 4 の説明は以上です。

なお、別冊の資料 4-2 については、取組方針の本文をお配りしておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

今後ともこの審議会でいただくご意見や関係団体との意見交換等の結果を踏まえまして、各種取組の充実を図って参りたいと考えておりますので、よろしく願います。私からの説明は以上です。

堤会長

ただいま事務局から、「公共工事の品質確保に関する取組方針」の説明がありましたが、皆様からご意見、ご質問いただきたいと思います。

何かありませんか。ご意見などありませんでしょうか。はい。それでは、「公共工事の品質確保に関する北海道の取組方針」につきましては、さらにこれで進めていただければと思います。

以上をもちまして本日の課題はすべて終了いたしました。全体を通して、ご意見、ご質問はありませんか。はい。願います。

中山委員

北海道建設業協会の中山です。ちょうど 1 年前の審議会で話したのですが、建設部の資格審査で A 1, A 2 のランクがありまして、本来 A 1 である会社が A 2 を選択しているのが実は 70 社ぐらいあったということで、昇格したものを拒否したわけです。これは制度上の問題がどこにあるのではないかとということで検討していただきたいということをお話ししました。

その後、いろいろ検討していただいていると思うのですが、その辺がどうなっているのかだけをお聞かせいただきたいと思います。

事務局 (高木建設管理課 長)	<p>建設管理課長の高木でございます。昨年ご意見をいただきました、いわゆる申出A2につきまして、今回の令和3年、4年の格付においては、昨年の半数程度に減っているという状況ではあるのですが、現在、今年の令和3年、4年の格付による課題の抽出などを行っているところでございまして、今後2年に一遍、次の令和5年、6年度の資格審査に向けて、これから各建設業協会様との意見交換を予定してございますので、今の中山委員の意見を踏まえまして、協会様の意見も含めまして検討を進めていきたいと思っております。</p>
堤会長	<p>他にご意見、ご質問はありますか。</p>
小林委員	<p>直接、審議会の議題と関係はないのですが、お時間をいただきましたら、開発局職員の不祥事案件について一言お詫びをと思っておりますがいかがでしょうか。他にご意見などがなければよろしいでしょうか。</p> <p>この場にふさわしいかどうかはちょっとわからないのですが、建設業審議会ということもございまして、お時間をちょうだいいたしまして、私から北海道開発局職員による不祥事案件について一言お詫びを申し上げさせていただきたいと思っております。</p> <p>本年7月26日、北海道開発局士別道路事務所の元所長が、令和2年度の発注業務に関しまして、指名業者選定案を事業者に教示するなどの行為により、公契約関係競売入札妨害、及び官製談合防止法違反の容疑で逮捕され、去る10月25日に有罪判決を受けたところでございます。過去に発覚いたしました大きな官製談合事件以来、長い間、組織挙げてコンプライアンス遵守の取組を続けてまいりましたが、今回このような事件を起こしまして、国民、道民の皆様への信頼を再び大きく損ねる事態になり、心からお詫び申し上げたいと思っております。</p> <p>この事案では、職員が通常型指名競争入札に関し、特定の事業者に対して、同入札における秘密事項である指名業者選定案を享受するなどしたことが判明しました。北海道開発局では、本事案は重く受けとめまして、再発防止とコンプライアンスに積極的に取り組んでまいりたいと思っております。</p> <p>北海道開発局職員一同、律すべき部分は律し、事件によって立ち止まった時間の分を取り戻しまして、北海道開発を進めるための政策、事業をしっかりと進めてまいります。引き続き、皆様からは、厳しいご指導賜りますよう、よろしく申し上げたいと思っております。</p> <p>このような場でふさわしいかどうか、なかなか難しいところではございますが、建設業審議会ということで、建設業の皆様、その関連の皆様がご参集ということで、一言お詫びを申し上げたいと思っております。どうもありがとうございました。</p>
堤会長	<p>何かご意見等ありますか、よろしいですか。以上で議事はすべて終了しました。道においては、各委員の意見を踏まえ、今のご報告を踏まえて今後の施策に取り組んでいただくよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>時間も経過しましたので議論を終了し、事務局にマイクをお返しいたします。</p>
事務局 (高木建設管理課 長)	<p>長時間にわたり、ご議論ありがとうございました。本日いただいたご意見を踏まえまして、今後、関係者が一体となって建設業の振興施策の推進に取り組んでまいりたいと考えておりますので、会長、副会長、委員の皆様におかれましては、引き続きご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>また、先ほど設置されました。建設産業支援策検討部会の委員、専門委員につきましても、決定次第ご連絡をさせていただきます。</p> <p>以上をもちまして北海道建設業審議会を終了いたします。本日はどうも、ありがとうございました。</p>